

入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収について

一般病棟において、同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の 15%は患者さんのご負担となります。当院では、ご入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者さんのご負担になります。

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 4） 2,412 円／日（税込）

ただし、以下の状態にある患者さんは選定療養の対象とはなりません。

- ◆ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◆ 重症者病室に入院されている方
- ◆ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランク B 以上）
- ◆ 脊髄損傷等の重度障害者
- ◆ 人工呼吸器を使用されている方
- ◆ 人工透析を週 2 回以上実施されている方

<この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは医事課へお尋ねください。>

なお、同じ症状による病気や怪我で入院されれば、当院のみの入院期間ではなく他の医療機関での入院期間も通算となります。ですので、当院で 180 日に達しなくても、他の医療機関の入院期間を合算して 180 日を超えた場合には選定療養の対象となる場合があります。

医療法人 吉村病院